

平成 29 年 8 月吉日

事業者各位

公益社団法人滋賀労働基準協会 大津支部長

## 「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会大津支部の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則第 36 条 26 号および酸素欠乏症等防止規則第 12 条では、「事業者は酸素欠乏危険場所および硫化水素危険作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に特別教育を実施しなければならない」と定められています。

つきましては、今回当支部におきまして事業者に代わり標記特別教育を「酸素欠乏危険作業特別教育規程」に基づき下記により実施しますので、新しくこの業務に就かれる方又は教育未実施の方は、ぜひこの機会に受講していただきますようご案内いたします。

なお、本教育の開催について構内協力事業場に対しても、周知と受講勧奨を併せてお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 平成 29 年 10 月 26 日 (木) 9 時 00 分から 16 時 00 分まで
2. 会 場 滋賀労働基準協会 研修室  
大津市打出浜 1 3 番 1 5 号 笹川ビル 4 階 (TEL 077-522-1786)  
(会場地図は、後日受講票とともに送付させていただきます。)
3. 対象者 新たに「酸素欠乏危険作業又は酸素欠乏・硫化水素危険作業」に就こうとする労働者、又はすでに就いている労働者で特別教育未実施者
4. 定 員 60 名 (なお、申込締切日前でも定員になり次第締め切ります。)
5. 教育内容 (1) 酸素欠乏等の発生原因 1 時間  
(2) 酸素欠乏症等の症状 1 時間  
(3) 空気呼吸器等の使用法 1 時間  
(4) 事故の場合の退避及び救急そ生の方法 1 時間  
(5) その他酸素欠乏症等の防止に関して必要な事項 1 時間 30 分
6. 申込み方法 別紙の「受講申込書」により **10 月 13 日 (金) までに**  
〒520-0806 大津市打出浜 1 3 番 1 5 号 笹川ビル 4 階  
公益社団法人 滋賀労働基準協会大津支部へお申し込みください。  
(TEL 077-522-1786 FAX 077-522-1453)

この講習の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、(公社)滋賀労働基準協会 大津支部(Tel:077-522-1786)へお問合せください。申込、取消、変更、受講料入金先などについては、本部講習とは異なりますのでご注意ください。

7. 受講料 1名 7,770円 (テキスト代 1,296円を含む) ※但し会員外は、8,850円

\* 次のいずれかにより 10月17日(火)までに納付してください。

(1) 現金又は現金書留(受講申込書を持参又は同封してください。)

(2) 銀行振込 ・滋賀銀行膳所駅前支店 (普) 039054

(又は) ・関西アーバン銀行びわこ営業部 (普) 316638

(社)滋賀労働基準協会大津支部 あて

8. その他

(1) 受講票の送付は、平成29年9月以降になります。

(2) 所定の科目修了者には、「修了証」を交付します。

(3) 会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用のうえお越しください。

(JR膳所駅より徒歩15分、または京阪電鉄石場駅より徒歩5分)

\* お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

(4) 昼食弁当(500円)の注文をお受けしますのでご利用ください。

以上

申込FAX番号:077-522-1453

## 「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」受講申込書

公益社団法人滋賀労働基準協会の〔会員・会員外〕 ※どちらかに○印を

(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	現 住 所
	昭和・平成 年 月 日	〒
	昭和・平成 年 月 日	〒

(注意) ①「修了証」作成のためお名前は楷書で正確にご記入願います。

②受講者の変更は前日までにご連絡ください。

③欠席、遅刻、早退の場合は受講料を返還いたしません。

④お知らせいただいた個人情報は本教育の目的以外に使用することはありません。

上記の者の受講を申し込みます。

平成 年 月 日

◆事業場名

◆所在地 〒

◆申込担当者

◆電話番号:

◆FAX 番号:

公益社団法人 滋賀労働基準協会大津支部長 殿

受講料納入方法	名	円	現金(書留)	銀行振込予定	月 日
---------	---	---	--------	--------	-----